

### ＜特別養護老人ホーム喜成会サービス利用料金＞

(1) 下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

#### ①＜多床室の場合＞

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	5,617 円	6,305 円	7,004 円	7,692 円	8,359 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,055 円	5,674 円	6,303 円	6,922 円	7,523 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	562 円	631 円	701 円	770 円	836 円
4. 居室に係る自己負担額	840 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,420 円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	2,822 円	2,891 円	2,961 円	3,030 円	3,096 円

#### ②＜従来型個室の場合＞

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	5,617 円	6,305 円	7,004 円	7,692 円	8,359 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,055 円	5,674 円	6,303 円	6,922 円	7,523 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	562 円	631 円	701 円	770 円	836 円
4. 居室に係る自己負担額	1,190 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,420 円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	3,172 円	3,241 円	3,311 円	3,380 円	3,446 円

自己負担額合計に、日常生活継続支援加算（36 円/1 日）、個別機能訓練体制加算（13 円/1 日）、夜勤職員配置加算（14 円/1 日）、栄養マネジメント加算（15 円/1 日）、看護体制加算Ⅰ（4 円/1 日）、看護体制加算Ⅱ（9 円/1 日）、口腔衛生管理体制加算（31 円/1 月）、口腔衛生管理加算（112 円/1 月）、経口維持加算Ⅰ（411 円/1 月）、経口維持加算Ⅱ（103 円/1 月）介護職員処遇改善加算（全額負担 5.9%の 1 割負担分）が付加されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契

約者の負担額を変更します。

☆利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いとなります。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、上記①②の金額表に定められた介護度別のサービス利用に係る自己負担額（食事負担額を除く）の通りです。（契約書第18条、第21条参照）

居住費について外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合（1日目からの料金）

- ・多床室（2人室、4人室）1日当り 840円
- ・従来型個室 1日当り 1,190円

◇ 当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市長村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

①日額の場合

[単位：円]

対象者		区分	居住費(居住の種類により異なります)				食費
			多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	0	320	—	—	300
市町村民 税非課税 世帯全員 が	老齢福祉年金受給者		利用者負担 第2段階	370	420	—	—
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第3段階		370	820	—	—
上記以外の方			利用者負担 第4段階	(注)施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。			
		840		1190	—	—	1420

(2)(1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

## ＜サービスの概要と利用料金＞

### ①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

### ②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,000円

[美容サービス]

必要に応じて対応します。

利用料金：実費

### ③貴重品の管理

下記の項目については「管理費」として1か月¥1500をご負担頂きます。詳細は、以下の通りとなります。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書、

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○立て替え事務に係る費用

○各種保険者証の管理

### ④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

クラブ活動

書道、茶道、華道、コーラス等（材料代等の実費をいただきます。）

### ⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

#### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

#### 所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

<多床室の場合>

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	5,617円	6,305円	7,004円	7,692円	8,359円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 6,100円

<従来型個室の場合>

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	5,617円	6,305円	7,004円	7,692円	8,359円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 5,617円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

#### ⑦テレビ等電化製品の使用

居室にテレビの設置を希望される場合、テレビ使用許可願いを提出いただき、設置することができます。

居室電気使用料として：1日 100円（1ヶ月最大 3,000円）

なお、テレビ本体・テレビ設置・撤去・修理等にかかる費用については自己負担となります。